

# 通勤費非課税限度額の改正対応

平成28年4月1日から、通勤費非課税限度額が以下のように引き上げられました。

今回の改正は、登録されている限度額を変更することにより対応可能です。  
ただし、すでに支払われた通勤手当について精算が必要な場合は、  
本年の年末調整にて行います。

H28年4月1日に改正がありましたが、  
H28年1月1日からの交通費まで遡って適用します

通勤内容	非課税限度額（円）	
	改正前	改正後
交通機関 または 有料道路利用（定期券など）	100,000	150,000
交通用具使用 通勤距離 片道 2km以上 10km未満	4,200	変更なし
交通用具使用 通勤距離 片道10km以上 15km未満	7,100	
交通用具使用 通勤距離 片道15km以上 25km未満	12,900	
交通用具使用 通勤距離 片道25km以上 35km未満	18,700	
交通用具使用 通勤距離 片道35km以上 45km未満	24,400	
交通用具使用 通勤距離 片道45km以上 55km未満	28,000	
交通用具使用 通勤距離 片道55km以上	31,600	

# 通勤費非課税限度額の改正対応変更

平成28年4月1日から変更になった通勤費非課税限度額の登録ができていない場合は設定をしてください。

## 『給与X』【前準備】-【通勤費非課税限度額の登録】

通勤費非課税限度額の登録

修正

使用期間(B) 平成26年10月20日 ~ 平成28年 3月31日 期間の変更(C)...

通勤費非課税限度額(L):

通勤費区分	非課税限度額	通勤内容
1	0	手入力
2	100,000	交通機関定期券他
3	4,200	交通用具使用(10KM>距離≥2KM)
4	7,100	交通用具使用(15KM>距離≥10KM)
5	12,900	交通用具使用(25KM>距離≥15KM)
6	18,700	交通用具使用(35KM>距離≥25KM)
7	24,400	交通用具使用(45KM>距離≥35KM)
8	28,000	交通用具使用(55KM>距離≥45KM)
9	31,600	交通用具使用(距離≥55KM)

①期間の変更をクリック

通勤費非課税限度額(L):

通勤費区分	非課税限度額	通勤内容
1	0	手入力
2	150,000	交通機関定期券他
3		
4		
5	12,900	交通用具使用(25KM>距離≥15KM)
6	18,700	交通用具使用(35KM>距離≥25KM)
7	24,400	交通用具使用(45KM>距離≥35KM)
8	28,000	交通用具使用(55KM>距離≥45KM)
9	31,600	交通用具使用(距離≥55KM)

③追加した使用期間に切り替える

④非課税限度額を150,000円に変更する

期間の変更

使用期間の追加

開始日(A) 平成 28年 4月 1日

②新しい通勤費非課税限度額の適用開始年月日を入力

結合する期間(J) 平成28年 4月 1日 ~

結合される期間の選択(K)

前の期間を上書きする  
 次の期間を上書きする

▼すでに支払われた通勤手当について精算が必要な場合

『給与X』【年末調整】-【年末調整控除項目入力】

年末調整控除項目入力

ファイル(E) 編集(E) 設定(S) 表示(V) ヘルプ(H)

閉じる 最新 検索 詳細 リスト項目 **通勤費差額**

【部門別】 データ一覧 検索結果

(すべてのデータ)	部門コード	社員コード	社員名	社員名フリガナ
001 総務部	001-001	0001	目黒 武	メグロ タケ
002 経理部	001-001	0003	豊島 真	トシマ マコト

※ 通勤費差額ボタンを実行

課税通勤費差額計算

調整対象期間(D) 平成 28年 1月 1日 ~ 平成 28年 3月 31日

平成28年1月1日以降に、交通機関定期券他の通勤費非課税限度額を、1か月当たり10万円で給与計算した期間を入力してください。

※選んで計算しなおしたい期間を入力

実行(F5) キャンセル

課税通勤費対象者

以下の社員は、月次データに課税通勤費が登録されています。非課税限度額の引き上げに伴い、課税額を調整しないといけない可能性があります。

検索(Q)

部門コード	社員コード	社員名	就労状況	非課税通勤費備考
001-001	0001	目黒 武	在職	入力済み
001-001	0003	豊島 真	在職	入力済み

※差額計算が必要な社員のみピックアップされる

1人ずつダブルクリックして画面を表示させます。登録されると「入力済み」となります。

非課税通勤費の修正

社員 0001 目黒 武 前社員(P) 次社員(N)

支給回	支給日	課税通勤費 (月次データ)	非課税通勤費 (月次データ)	非課税通勤費 (修正後)	差額
1回目	1月 23日	10,000	100,000	110,000	10,000
2回目	2月 25日	10,000	100,000	110,000	10,000
3回目	3月 25日	10,000	100,000	110,000	10,000
差額合計					30,000

※自動計算⇒

非課税通勤費備考 30,000円(10,000円×3か月) ←※自動表示

月次データの非課税通勤費を元に、非課税通勤費(修正後)を自動計算しています。実際と金額が違う場合は、非課税通勤費(修正後)の金額および非課税通勤費備考を修正してください。

初期化(I) 登録(F5) 閉じる

自動で差額および備考が反映。  
必要に応じて修正も可能です。



## 『給与X』【年末調整】-【年末調整控除項目入力】-【前職分・調整額タブ】

### 年末調整控除項目入力

ファイル(E) 編集(E) 設定(S) 表示(V) ヘルプ(H)

閉じる 登録 最新 修正 入力前 前移動 次移動 一覧 ヘルプ

修正 0001 目黒 武 在职  フセン(L)

登録時に自動的に年末調整計算を実行する

保険料控除申告書等 前職分・調整額 扶養の数等 家族 申告書 住宅借入等 摘要

前職分(B):  
 前職分を入力する

会社名	
住所	
給与額	
税額	
社会保険合計額	(内)小規模企業共済等掛金
退職日	

調整額(C):

総支給額からの調整額	-30,000	←反映される
税額からの調整額	0	
社会保険額からの調整額	0	

非課税通勤費備考(B) 30,000円(10,000円×3か月) ←反映される

※以上で、「正しい交通費課税額」で年末調整計算が可能です。

源泉徴収簿にも出力します。

「非課税通勤費備考」が空欄の場合は項目自体出力しません。  
 汎用データの出力はできません。

## 『給与X』【年末調整】-【源泉徴収簿】

### 源泉徴収簿

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) ヘルプ(H)

閉じる 印刷等 プレビュー 集計条件 再集計 前ページ 次ページ 1 / 1 ヘルプ

社員	001-001-0001	目黒 武
税区分	甲	生年月日 昭和80年10月30日
住所	東京都台東区浅草10-30	

給与・手当等 賞与等 扶養控除等 年末調整

計	2,937,600	62,610
給与所得控除後の給与等の金額	1,875,200	配偶者合計所得
社会保険料控除 給与等からの控除分	421,584	0
社会保険料控除 申告による控除分	0	旧長期損害保険料
小規模企業共済等掛金の控除分	0	0
生命保険料の控除額	0	小規模企業共済
地震保険料の控除額	0	0
配偶者特別控除額	0	国民年金保険料
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	380,000	0
所得控除額の合計額	801,584	
差引課税給与所得金額及び所得税額	1,073,000	53,650
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		0
年調所得税額		53,650
年調年税額		54,700
差引(超過額)又は不足額		-7,910

非課税となる通勤手当 30,000円(10,000円×3か月)